

住宅を段階的に改修

される方は

事前に申請すると



最大 **60万円** もらえます

注) 昭和56年5月以前に着工された木造住宅に限る


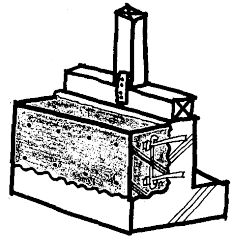
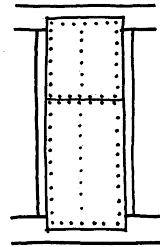
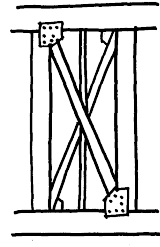
目的	木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準木造住宅について耐震化・減災化を促進する事業を実施する方に対して、補助するためです。
-----------	--

対象住宅	一戸建て住宅、長屋、共同住宅 又は 併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のもので、西尾市が実施する無料の耐震診断の判定値が1.0未満の住宅
-------------	--

工事費の額を限度に、1戸につき **60万円** を補助します

対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 判定値が0.4以下の住宅の、判定値を0.7以上1.0未満とするもの 各階の判定値が1.0未満の住宅（2階建て）の、1階の判定値を1.0以上とするもの 一段目耐震改修補助を受けた住宅の、判定値を1.0以上とするもの <p>注) 複数の補助は受けることは出来ません（段階的耐震改修補助を除く）。</p>
-------------	--

耐震改修の主な例

対象工事				
	屋根の葺替え	基礎補強 (新設や打増し)	壁補強 (構造用合板)	壁補強 (筋交いの新設など)

お問い合わせ先 ☎ 0563-65-2381 西尾市役所 建設部 建築課

手続きの流れ

●業者と契約前であること

申請者	市	確認事項	
1 交付申請 →		1.補助金交付申請書（様式第1）	申請者は工事の契約者と同一人物であること
		2.耐震診断結果報告書の写し	全ページ写し（原本を添付しない）
		3.概要書（様式第8）	HP から取得可
		4.補助金算定書	HP から取得（任意様式）
		5.案内図	住宅地図、インターネットの地図など
		6.補強計画平面図	補強前後の対比、補強方法の記載がされているもの
		7.計画図（補強方法を示す図書）	標準図、仕様書など
		8.補強前耐震診断書	2 報告書と同じバージョンであり、診断結果の内容に修正がない場合は不要
		9.改修後補強計算書	建築士の種類、番号、記名・押印
		10.工事見積書の写し	補助対象部分とその他の部分を分けたもの、申請者宛施工業者の記名・押印、見積年月日、施工場所が必要
		11.工事場所の写真	建物の全景及び近景
		12.納税証明書（完納）	住所地で発行されるもの、3ヶ月以内 西尾市は市役所2階の収納課で取得（200円/枚）
契約、着手 ←	2 交付決定	交付申請前に <u>契約や工事着手した場合は、補助金は受けられません</u>	
	← 中間検査	完了時に目視確認ができない部分を検査します	
工事完了			
3 完了報告 4 補助金の請求 →		1.完了実績報告書（様式6）	完了から 30日以内 （又は2月末日のいずれか早い日まで）に提出 ※申請時と同じ認印を使用
		2.工事請負契約書の写し	契約日は交付決定日以降であること
		3.工事写真	耐震改修に係る部分を、着手前・工事中・竣工後毎に撮影
		4.請求書又は領収書の写し	工事請負契約業者の発行したもの、業者の記名・押印
		5.補助金支払請求書	口座名義は、申請者と同一人物であること
	← 5 完了検査	現地調査を行います	
	← 6 補助金の支払	指定された口座に約1ヶ月で振り込みます	



補助金で
かしこくお得に
震サイ対策！！

